



平成 30 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 n m s ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小野 文明  
(コード：2162 東証 JASDAQ)  
問合せ先 コーポレート本部長 河野 寿子  
(TEL：03-5333-1711 (代表))

### 分配可能額を超えた平成 29 年 3 月期末の配当金について

当社は、平成 29 年 6 月 27 日開催の第 32 期定時株主総会において、平成 29 年 3 月期末の配当金として、1 株当たり 7 円の剰余金の配当を行うことを決議し実施しましたが、この配当の金額は、結果として、会社法および会社計算規則により算定した分配可能額を超えていたことが、本年 6 月 27 日開催予定の第 33 期定時株主総会を準備する中で、社内において判明しました。

発生要因につきましては、平成 29 年 3 月 24 日付「自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の取得結果および取得終了ならびに主要株主の異動に関するお知らせ」のとおり、同日付で自己株式 1,300,000 株を取得したことによって、それまでの保有自己株式数 (924,772 株) から大きく自己株式が増えておりましたが、第 32 期定時株主総会において剰余金の配当議案を上程するにあたり、この自己株式取得による分配可能額への影響を考慮していなかったことによるものです。

当社といたしましては、この原因の解明と今後の再発防止を徹底するために、本日付でコーポレート本部長を中心とする、社内調査委員会を設置し、その対応を行うことといたしました。

また、外部調査委員として、社外の弁護士等に、社内調査委員会の調査結果の検証を委嘱する方針で現在調整中であります。

なお、平成 30 年 3 月期末の配当につきましては、平成 30 年 5 月 25 日付「資本準備金の額の減少に関するお知らせ」のとおり、本年 6 月 27 日開催予定の第 33 期定時株主総会において、同日を効力発生日として資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えることが承認可決されることを条件として、剰余金の配当を行うことを予定しており、会社法および会社計算規則により算定した分配可能額を超えるものではありません。

従いまして、平成 30 年 5 月 14 日公表の「平成 30 年 3 月期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載のとおり、平成 30 年 3 月期末の配当金として、1 株当たり 4 円 50 銭の配当を行うことを予定していることに変更はありません。

当社に関係する皆様に対し、ご心配をおかけすることをお詫びするとともに、社内調査委員会等の調査結果および再発防止策を速やかに纏め、開示いたします。

以 上